

診療所 2 か所管理許可申請書の記載要領

事案	管理者が 2 か所の診療所を管理する場合		
根拠法令	医療法第 12 条第 2 項、同法施行規則第 9 条		
提出期限	事前	様式	6
提出窓口	管轄保健所 ※「新たに管理する診療所」の所在地を管轄する保健所		
添付書類	1 管理者の免許証の写 (原本持参) 2 管理者の臨床研修修了登録証の写、又は 臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写 (原本持参) 3 管理者の履歴書 4 2 か所管理の理由を裏付ける資料		
提出部数	2 部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」 ※「新たに管理する診療所」の開設者	<p>[医師開設の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住所は、開設者である医師・歯科医師個人の住所地 (住民票のある住所地) を記載する。 2 氏名は、開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 3 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。 <p>[非医師開設の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住所は、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 2 氏名は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 3 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者の住所は医師・歯科医師個人の住所地 (住民票のある住所地) を記載する。 2 免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。
2. 2 か所管理	以下のとおり、現に管理、新たに管理する診療所について記載する。
①診療所の名称	1 診療所開設届出書又は開設許可書の名称 (変更があった場合は届け出た名称) を記載する。
②開設の場所	1 診療所開設届出書又は開設許可書の開設場所 (変更があった場合は届け出た開設場所) を記載する。
③開設者氏名	<p>[医師開設の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 <p>[非医師開設の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
④診療科目	1 診療所開設届出書又は開設許可書の診療科目 (変更があった場合は届け出た診療科目) を記載する。
⑤病床数	1 病床を設置している場合は、その病床数を記載する。(構造設備使用許可を受けている病床数)

診療所2か所管理許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
⑥従業者の定員	1 診療所開設届出書又は開設許可書の従業者の定員(変更があった場合は、届け出た定員又は許可を受けた定員)を記載する。
⑦診療日・時間	1 当該診療所の外来診療日、診療時間を記載する。 2 診療日は該当する欄に○を記載する。 3 診療時間は、午前・午後に分けそれぞれ記載する。
⑧2か所管理の理由	1 2か所管理を行う理由及びその必要性等を詳細に記載する。 ※ 開設者が既に、病院あるいは診療所を管理しているため、あるいは2か所の診療所を開設するため、といった単に営利を目的とする理由は許可の対象とならない。
⑨診療所相互間の所要時間等	1 2か所の診療所間の距離、移動に要する時間及び移動(交通)手段を記載する。
⑩設置期間	1 2か所管理する具体的な期間を明記(必須)し、 <u>その期間は、2年が上限(更新可)</u> 。

添付書類の記載要領	
管理者の免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	1 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写(再教育研修を受けたもの)を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。
管理者の履歴書	1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴(就・退職の旨を明記する)、賞罰(医業、歯科医業に関するものに限る)を記載する。
2か所管理の理由を裏付ける資料	(資料例) 1 継続患者等の診療を目的とする場合、その具体的目的、期限を明記した本人の申立書等。
その他	1 管理する診療所は2か所とも無床診療所であること。 2 2か所の診療時間が重複せず、かつ2か所間の時間的な移動が可能なこと。 3 申請は「新たに管理する診療所」の開設者から提出すること。 4 設置期間が過ぎた場合若しくは申請事由が消滅した場合、許可は失効する。

(参考)

- 1 「現に管理している診療所」が医師開設の診療所の場合、「現に管理している診療所」の所在地を管轄する保健所に対し、(様式10)診療所開設届出事項中一部変更届出書(医師開設)による手続きが必要です。